

人吉市農業委員会定例総会  
(第1回)

令和7年1月24日

人吉市農業委員会

# 人吉市農業委員会定例総会会議録

令和7年1月24日

人吉市役所 2階 202会議室

## 議事日程

- 日程第 1 議第 1 号 許可の取消願について  
日程第 2 議第 2 号 農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について  
日程第 3 議第 3 号 農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について  
日程第 4 議第 4 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条1項の規定に基づく農業委員会の意見決定について  
日程第 5 議第 5 号 農用地利用集積等促進計画（案）について  
日程第 6 議第 6 号 非農地証明願について  
日程第 7 議第 7 号 非農地判断の取消しについて

## ○ 出席農業委員（9名）

|     |     |         |
|-----|-----|---------|
| 会 長 | 10番 | 上 野 博 司 |
| 委 員 | 1番  | 向 岩 敏 雄 |
| 同   | 2番  | 中 嶽 修 平 |
| 同   | 3番  | 原 口 政 廣 |
| 同   | 4番  | 湊 上 澄 雄 |
| 同   | 5番  | 竹 下 豊   |
| 同   | 6番  | 簗 田 秀 彦 |
| 同   | 7番  | 永 田 正 輝 |
| 同   | 8番  | 宮 崎 右 男 |

## ○ 出席推進委員（14名）

|     |     |           |
|-----|-----|-----------|
| 委 員 | 11番 | 牛 塚 敬 一 郎 |
| 同   | 12番 | 西 門 泰 人   |
| 同   | 13番 | 段 村 洋 一   |
| 同   | 14番 | 山 本 雄 二   |
| 同   | 15番 | 竹 田 博     |
| 同   | 17番 | 中 村 郁 子   |

|   |     |        |
|---|-----|--------|
| 同 | 18番 | 椎葉 徹   |
| 同 | 19番 | 元田 和弘  |
| 同 | 20番 | 赤池 親   |
| 同 | 21番 | 迫田 公江  |
| 同 | 22番 | 仲村 建彦  |
| 同 | 23番 | 北山 加一郎 |
| 同 | 24番 | 東 悟    |
| 同 | 25番 | 東 照    |

○欠席した委員

|         |     |       |
|---------|-----|-------|
| 会長職務代理者 | 9番  | 林 主一  |
| 推進委員    | 16番 | 有瀬 英憲 |

|           |     |         |
|-----------|-----|---------|
| 議事録署名農業委員 | 3番  | 原 口 政 廣 |
| 議事録署名推進委員 | 15番 | 竹 田 博   |

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

|       |        |
|-------|--------|
| 局 長   | 鳥越 輝喜  |
| 係 長   | 豊永 英紀  |
| 主 任   | 湊田 奈緒美 |
| 再任用職員 | 坂井 正子  |

開会 9 : 3 0

- （議長）おはようございます。本日は9番委員と16番委員から欠席届が提出されております。会議は、出席委員が定足数に達しておりますので、成立いたしました。ただ今から令和7年第1回人吉市農業委員会総会を開会いたします。本日の議事録署名委員に3番委員、15番委員を指名します。

本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。

- （事務局長）議事日程 朗読

- （議長）日程第1・議第1号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- （事務局係長）日程第1・議第1号 朗読

○（議長）それでは事務局の説明をお願いします。

○（事務局 渕田主任）おはようございます。議第1号、許可の取り消し願いについてご報告いたします。総会議案書の1ページ目をお開きください。農地法第5条第1項の規定による許可の取り消し願いが出ております。被設定者、設定者、土地の所在、地目は記載のとおりで面積は1,073㎡のうち48㎡です。こちらの農地については議第3号、7番の案件の申請に伴って提出されました。その議案については、5ページ目の案件になります。タブレットで場所を確認いただきたいのですが、16ページになります。こども園の隣になりますが、今回、議第3号、農地法第5条の許可申請の関係で審議する際に説明はありますが、こちらの農地が社員寮の建設の目的で転用する旨の申請書が提出されました。事務局が現地確認をした際、この農地の一部がこの先に続く仮設道路として一時転用がかかっていることが判明しました。そのため二重での転用とならないよう現在の設定者と被設定者で話し合いを行い、仮設道路としての転用を取り消す旨の願出書が提出されました。仮設道路そのものがなくなるわけではなく、今後、社員寮などの許可が下りた際には農地を譲り受ける会社と道路として利用する会社でまた話し合いを行い、引き続き利用するというお話は聞いております。以上、報告いたします。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありますか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。原案可決いたしました。

日程第2・議第2号を議題といたします。事務局係長をお願いします。

○（事務局係長）日程第2・議第2号 朗読

○（議長）1番について1番委員の調査報告をお願いします。

○（1番委員）おはようございます。議第2号、農地法第3条の許可申請に対する1番の

報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は1筆で2,472㎡です。有償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請の理由は譲渡人の農業経営の縮小と譲受人の農業経営の拡大となっております。申請地は総会資料位置図の1ページのとおりです。譲受人は農作業歴が30年で中神町字大柿地区の遊水地計画に伴い、立ち退きをされるということで不動産会社の紹介で申請地を求められたということです。申請地は現在、休耕中で何年も前から荒れておりましたが、機械を導入して整備をしたいということです。野菜や唐芋を栽培したいようです。次に3条の調査書をご覧ください。調査の結果、1番、4番、6番はいずれも該当せず、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしく願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。2番について5番委員の調査報告をお願いします。

○（5番委員）おはようございます。それでは、議第2号、農地法第3条の許可申請に対する2番の報告いたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑で農振区分は農用外、面積は1筆で136㎡です。権利種別は3条の有償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請の事由は譲渡人の農業経営の廃止と譲受人の農業経営の拡大です。場所はタブレットの位置図をご覧ください。申請地は譲受人の自宅の北側に隣接しております。現在は何も作付けはされておられません。周辺は住宅が多いため栽培していく過程での農薬の使用については十分注意を払うということでした。調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、6番は該当しません。よって、許可相当と判断をいたしましたので、ご審議の方よろしく願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。2番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。

日程第3・議第3号を議題といたします。事務局係長をお願いします。

○（事務局係長）日程第3・議第3号 朗読

○（議長）1番から3番について1番委員の調査報告をお願いします。

○（1番委員）議第3号、農地法第5条の許可申請に対する1番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は1,244㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりで転用目的は現場事務用地、一時転用となっております。権利種別は賃貸借権の設定です。農地の区分は第1種農地で農振農用地区域内農地です。ここは既転用になり、始末書が添付されております。着工と完了は記載のとおりです。申請地は別紙の位置図3ページのとおりです。現場事務所となっていますが、生活雑排水と汚水は発生しません。粉じん等は散水車で処理するということです。また、土砂及び崩壊等は近隣農地とも距離があり、問題ないと思われます。工事は県農地整備課の発注で上原田地区ほ場への水を各ほ場に引くような工事でございます。工事が完了したら以前の畑に戻すということです。砂利等を敷いてありますが、下に白砂を入れて上に戻す土は隣に確保してあるような状態です。これは賃貸借の契約書で元に戻すことがきちんと契約として書いてありますので、間違いのないと思われます。それについては随時経過を見ていきたいと思っております。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりです。一般基準の1番、3番、6番、8番、9番は適当と判断いたしました。総合判断としまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしく願いいたします。

次に議第3号、農地法第5条許可申請に対する2番の報告をします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は2,472㎡のうち168㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりで転用目的は仮設住宅及び倉庫、一時転用です。これも既転用で始末書が出ています。農地の区分は第1種農地で都市計画用途指定区域外、着工と完了は記載のとおりです。申請地は別紙の位置図4ページとなっております。現在の仮設住宅は一時転用で住宅が出来次第、そちらに移る予定でござ

ざいます。また、そこに置いてあるプレハブ、物置は借りている物で住宅が出来次第、返却するという事です。今、大柿地区のほうで現在の住宅は取り壊し中がございます。譲受人は「早く壊してこちらに住宅を建てたい」ということでした。また、「プレハブを借りている状態なので、早く返したい」ということをおっしゃられていました。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりです。農地の区分は第1種農地ですが、住宅が出来るまでの一時利用と認められるため、許可相当と判断をしました。一般基準は1番、3番、6番、8番、9番は適当と判断をいたしました。総合判断としまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断しました。ご審議の方よろしくお願ひいたします。

議第3号、農地法第5条の許可申請に対する3番の報告をします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は549㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は個人住宅の建設です。農地の区分は第1種農地で都市計画用途指定区域外です。着工と完了は記載のとおりです。申請地は別紙位置図の4ページのとおりです。譲受人の今の住宅は中神町大柿地区の遊水地計画により、現在、取り壊し中で私もご自宅を見に行かせていただきましたが、今、半分くらい取り壊されている状態です。取り壊された後、申請地の工事を始める予定とのことです。汚水と生活雑排水は浄化槽を付けて処理するということです。その他の被害防除方策は、近隣農地の方に確認をして、被害が出た場合には相互協議をして解決するということです。また、申請地は第1種農地であるが、集落と接続しており、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ないと判断しました。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりで農地の区分は第1種農地です。一般基準として1番、3番、6番、8番は適当と判断をしました。総合判断としまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断しました。ご審議の方よろしくお願ひいたします。

○（議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。  
2番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。  
3番の報告について質疑はありませんか。
- （6番委員）住宅で建物が19.44㎡となっておりますが、その面積で家は建つのでしょうか。
- （1番委員）小さい家を建てるということです。今現在、プレハブを持ってきているメーカーがありますが、一人住まい用で採されたということです。
- （6番委員）6坪か7坪ないくらいの面積で大丈夫なのでしょうか。
- （議長）面積的に言えばワンルームという感じでしょうか。
- （6番委員）あまりこのような面積で計画されることはなかったと思います。
- （事務局長）譲受人から設計図も提出していただいておりますが、ワンルームの小さい住宅ということで計画をされています。お一人で住まわれるとのこと。位置図をご覧ください。実際には位置図の左奥の方に建物がいくつかあるかと思いますが、ここも一緒に購入されますので、若干物はそちらを利用されるということです。住居に関しては寝泊りするくらいのスペースがあれば良いということでした。
- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

( 挙手の状況をみて )

○ (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。

4番から5番について6番委員の調査報告をお願いします。

○ (6番委員) おはようございます。議第3号、農地法第5条の許可申請に対する4番の調査報告を行います。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は1筆で2, 586㎡です。農用外で所有権移転となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりで転用目的は宅地分譲でございます。農地の区分は第3種農地で都市計画用途指定区域内であります。着工と完了は記載のとおりです。宅地に造成されて建てられた時には、給水については、上水道を利用するということです。生活雑排水、汚水については、市の下水道に接続するとなっております。また、雨水については、自然地下浸透としまして、各区画に集水桝を設置し、排水の調節をするとなっております。区画は7区画となっております。隣接の農地所有者及び水利組合からの同意も取っておられます。申請地は位置図をご覧ください。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりでございます。農地の区分と転用目的については、申請地は第3種農地でありまして、第3種農地の転用は、許可することができますとなっております。次に一般基準でございますが、1番、3番、6番、7番、8番は適当と判断をしました。総合判断として立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方をよろしく願いいたします。

続きまして、議第3号、農地法第5条の許可申請に対する5番の調査報告を行います。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は2筆で61,60㎡です。農用外で使用貸借権設定となっております。貸付人、借受人は記載のとおりです。転用目的は通路となっております。農地の区分は第2種農地で都市計画用途指定区域外であります。着工と完了は記載のとおりです。位置図をご覧ください。先ほど通路と申し上げましたが、左下に名前が入っていない家がございますが、そこについては貸付人の旧宅となっております、誰も住んでおられず既に解いてあります。その現地に飲食店を借受人は計画をされております。取り壊しをしたところに道路はありますが、その道路の幅員が建築基準法などに達しないということでございまして、その分を今回の通路で補って飲食店を建てたいということで計画をされています。幅員については位置図のとおり2.3mほどになるということです。この計画で建築基準法に達するかは私たちの判断では分かりませんが、農地を通路として申請が出たものを審議するということで、農業委員会のほうではなっております。隣接農地への影響はないとのことですが、被害が出た場合については農地耕作者との協議の上、被害解決に当たるとなっております。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりです。農地の区分と転用目的については、申請地は第2種農地で

ございまして、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるため、問題なくやむを得ないとなっております。次に一般基準でございますが、1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断としまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしましたところですので。ご審議の方よろしく願います。

○（議長）ありがとうございました。4番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって4番は原案可決いたしました。  
5番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって5番は原案可決いたしました。  
6番から7番については、私の調査案件となりますので、議長を交代いたしますが、本日の冒頭で言いましたように職務代理者が不在のため、私のほうから皆さんにお諮りをしてもよろしいでしょうか。

「 はい 」の声

○（議長）前会長の8番委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

「 異議なし 」の声

（ 議長を8番委員と交代する ）

○（８番委員）今、会長からご指名をいただきました宮崎です。皆さんの御協力によってこの６番と７番がスムーズにいきますようよろしくお願いいたします。

議長を交代いたしましたので、ご審議よろしくお願いいたします。

６番から７番について１０番委員の調査報告をお願いします。

○（１０番委員）おはようございます。議第３号、農地法第５条の許可申請に対する６番の報告をいたします。まず、議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は３筆の合計で１,９３８㎡のうち１,７６５㎡で農振区分は農用外であります。これは地上権設定でありまして、貸付人、借受人は記載のとおりであります。転用目的は太陽光発電所設置であります。農地の区分は第２種農地で都市計画用途指定区域外であります。ここにつきましては、１月２０日の午後１時に貸付人立ち合いの元、現地の確認と聞き取りを行った次第でございます。現地は以前から畜産農家が農地を借り入れて牧草を栽培されていましたが、今回、農地を返すということで返却された農地です。この計画につきましては、実は、計画予定地候補の変更が数回あり、町内で話し合いを重ねられまして、今回の申請に至ったということです。数回、申請地候補の移動があった理由につきましては、水はけの問題をどうするのかということで話し合いをされていたということでございます。業者の方もこのような会議に参加したのは初めてだということで驚かれていたそうです。住宅地はすぐ隣にはございません。数十メートル先から住宅が何軒かありますが、申請地からはだいぶ離れております。ただ、申請地については実は業者の方が、農地の確認をするために草払いをされております。その他の農地については、雑草が茂っているような状態があります。また、このような契約でございますので、この契約の終了後には当初の状態まで原状回復をし、明け渡すということになっているそうです。着工と完了は記載のとおりです。申請地は別紙の位置図のとおりです。事業計画書によりますと、土地の選定理由ですが、今般、申請地の土地を借り受け、太陽光発電設備を設置したく申請をいたします。申請地は閑静な集落内にあり、周辺農地への影響も少なく、日光を遮断する障害物も無いため、太陽光設備の設置場所として非常に優れております。また、売地や代替地の検討も行いましたが、条件に合致する物件がなく、当該申請地に太陽光発電設備の建設を要望させて頂きたいと考えているということです。事業の目的及び必要性についてですが、２０１１年東日本大震災にて福島県での原子力発電施設の事故以来、国内の原発が次々と停止し、その分の電力を補うため、火力発電に頼っている状態が続いております。原発の再稼働には賛否両論あり、今後、国内のエネルギー事情が好転する期待も無いと考えており、安定した電力の発電、二酸化炭素を発生させない環境に優しいことなどを理由に、太陽光発電設備は再生可能エネルギーの固定価格買取制度の認定を受けず、発電した電力については送電線を介し、親会社

が九州で展開する鹿児島県の工場へ送電し、それぞれの工場電力として使用いたします。当初の計画では、自家消費するための電力として使用いたします。今回、申請した施設をはじめ九州電力管内に2030年までに1200箇所の太陽光発電所を建設し、2051年にはカーボンニュートラルを達成する計画ということです。次にこの工事に対する給排水計画ですが、給水はございません。雨水については、自然浸透にて処理するということです。被害防除計画、造成は草刈りと樹木の伐採、簡易的な整地のためのため、敷地内には防草シートを施工します。万が一、被害等が生じた場合には、責任をもって対応するということでございます。完成後の被害防除方策ですが、いずれも万が一、被害等が発生した場合には、責任をもって対応するということでございます。実質審査表をご覧ください。申請地は第2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。一般基準の1番、3番、6番、8番、10番は適当と判断をいたしました。総合判断として立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしましたので、ご審議の方よろしくお願いたします。

議第3号、農地法第5条の許可申請に対する7番の報告をいたします。議案書をご覧ください。土地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は4筆の合計で2,910㎡、農振区分は農用外であります。これは所有権移転でありまして、譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は社員寮建設兼駐車場の建設であります。農地の区分は第2種農地で都市計画用途指定区域外であります。現地の状態は休耕地でやや雑草が生い茂っていましたが、建設予定の木材製材加工工場に隣接しており、場所としては最適だと思われます。現在、周囲に建物はこども園と個人住宅が離れた場所にあり、隣接地には現在建設中の社員寮2棟があり、問題はないということでした。着工と完了は記載のとおりです。申請地は別紙の位置図のとおりです。事業計画書によりますと、土地の選定理由は事業主体である譲受人が運営する木材製材加工工場に隣接しており、工場従業員の社員寮並びに社員用駐車場として最適な場所と判断し、当申請地を選定したものであります。次に事業の目的及び必要性についてですが、当申請地は、事業主体である譲受人は、当申請地の隣接地に大規模な木材製材加工工場を建設し、木材加工販売業務を営営するもので、それに伴う従業員寮の建築、並びに社員用駐車場の造成計画に至ったものであります。排水計画につきましては、まず、給水についてですが、上水道は計画地西側の市の上水道に連結して使用します。雨水はクラッシャーランにより地下浸透にて処理をする。トイレ排水並びに雑排水は合併処理浄化槽を設置して、浄化した後、人吉市の道路側溝に排水するものであります。被害防除計画、造成中についてですが、当計画地は現状をそのまま利用するもので土砂の流失を防ぐため、表面にはクラッシャーランを敷き詰め、周囲にはブロック壁を施工し、土砂崩れの防止を図るものであります。万が一、被害の発生した場合には、当方の負担で一切行うということでございます。完成後の被害防除方策の中でいずれも

被害が発生した場合には、当方の責任で一切を行うということでございます。実質審査表をご覧ください。申請地は第2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。調査の結果、一般基準の1番、3番、6番、8番、10番は適当と判断をいたしました。総合判断としまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしましたので、皆様のご審議の方よろしくお願いいたします。

- （8番委員）ありがとうございました。6番と7番は分けて採決をいたします。

6番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （8番委員）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （8番委員）挙手多数につき異議なしと認めます。よって6番は原案可決いたしました。7番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （8番委員）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （8番委員）挙手多数につき異議なしと認めます。よって7番は原案可決いたしました。ご審議ありがとうございました。議長を会長と交代いたします。

（ 議長を会長と交代する ）

- （議長）日程第4・議第4号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- （事務局係長）日程第4・議第4号 朗読

○（議長）それでは、事務局の説明をお願いします。

○（事務局 坂井）お手元の資料をご覧ください。令和7年1月17日付で人吉市長から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）についての意見決定を求められています。まず、1ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表になります。左側の今回について、利用権設定の「田」が7,964㎡、「畑」が1,096㎡、合計の9,060㎡あがってきております。一番下の所有権移転は今回ございません。次に右側の本年累計は記載のとおりです。

次に2ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が2件、再設定が5件、合計の7件あがってきております。いずれの案件もそれぞれの地区の担当委員さんに調査、確認をしていただいております。以上、報告を終わります。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。10時20分まで各自で審査をお願いします。

（ 各自審査 ）

○（議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

○（6番委員）1番の借受人についてです。借受人は養豚をされていたと思いますが、辞められたのでしょうか。

○（18番委員）電話で確認をしましたが、そのことについては聞いておりません。この農地についてはきれいに耕作をされておりまして、その後に野菜を作られるとのことでした。

○（事務局 坂井）事務局からお答えいたします。ご指摘があったとおり、この借受人の方は養豚農家をされておられましたが、この度養豚は終わりにすると話を聞いております。数か月前に農地を買われましたが、そこには栗を栽培されています。養豚の次に何をするのかを考えた時に農協のほうと相談をされて、ナスが良いと話を聞かれて

栽培されることになったそうです。そのように方向転換をされたそうです。自宅から近い農地を求められこの農地に決められました。以上です。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

日程第５・議第５号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第５・議第５号 朗読

○（議長）利用権設定の「利用権を受ける者」が、１０番は私が組合員の法人、３７番から４０番は１５番委員本人、４４番から４６番は４番委員本人、４７番は私本人となっております。農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、議事参与、採決に加わることはできませんが、参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら許可したいと思います。お諮りいたします。関係委員の出席を許可することにご異議のない方の挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって許可いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

○（事務局 坂井）報告の前に訂正をお願いいたします。３ページをお開きください。４１番、貸し手の方のお名前が「達」になっておりますが、「龍」の字に訂正をお願いします。同じく４４番になりますが、貸し手の方になりますが、「數」になっておりますが、「教」の字に訂正をお願いします。次に４５番になります。貸し手の方になりますが、「英」になっておりますが、「榮」の字に訂正をお願いします。同じ４５番になりますが「明」になっておりますが、昭和の「昭」に訂正をお願いします。申し訳ございません。間違った状態で一覧表が出来ておりました。これに伴いまして個人

ごとの計画書も訂正をお願いいたします。

それでは、お手元の資料をご覧ください。令和7年1月17日付で人吉市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）についての意見決定を求められております。まずは1ページをご覧ください。農地中間管理機構利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が11件、更新が46件、合計の57件ございました。利用権設定の全体の「田」が57,753㎡、「畑」が58,622㎡、合計の116,375㎡となっております。以上です。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。
- （8番委員）勉強不足で申し訳ございません。貸人と借人の存続期間が5年と10年になっています。新たに契約される方が5年となっていますが、これはどういうことでしょうか。
- （事務局 坂井）お答えいたします。11番までの新規を見ていただきますと、借り手の方が10年と5年に分かれております。借り手の期間は5年以上であれば、問題はないですが、今は10年で契約されることも多くなっています。契約者の意向により5年と10年になっております。以上です。
- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。10時35分まで各自で審査をお願いします。

（ 各自審査 ）

- （議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
10番、37番から40番、44番から47番を除く貸借設定について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

( 挙手の状況をみて )

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。  
貸借設定の 10 番、37 番から 40 番、44 番から 47 番について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

( 挙手の状況をみて )

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。  
日程第 6・議第 6 号を議題といたします。事務局係長をお願いします。

- (事務局係長) 日程第 6・議第 6 号 朗読

- (議長) 1 番について 22 番委員の調査報告をお願いします。

- (22 番委員) おはようございます。議第 6 号、非農地証明願の 1 番について調査報告をします。議案書 8 ページをご覧ください。この案件については、令和 7 年 1 月 9 日及び 1 月 14 日に私と 2 番委員、事務局職員とでそれぞれ現地調査を行いました。非農地証明の願出人、土地の所在、地目、所有者は記載のとおりで面積は 2.69 m<sup>2</sup>です。申請地は北泉田町公民館から約 10 m 西に進んだところにある農地です。現地は平成 6 年 11 月 1 日に宅地拡張として転用の許可が下りており、現在、隣地との境界をはっきりさせるためにブロック塀が設置されています。既に転用目的を達成した農地ですが、地目変更を行わないまま、20 年程度経過しておりました。願出人が地目変更を行うために法務局に申請し、法務局が現地確認したところ、隣地に建っていた建物が解かれていたために、宅地拡張として認められず今回の申請に至りました。現地は一度転用許可申請手続きを取っていることから違反転用ではありません。面積も 2.69 m<sup>2</sup>と狭いことから非農地と判断いたしました。つきましては、協議の結果、非農地証明書の交付については、適当と判断いたしました。ご審議の方よろしく願いたします。

- (議長) ありがとうございます。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

( 挙手の状況をみて )

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。  
日程第7・議第7号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- (事務局係長) 日程第7・議第7号 朗読

- (議長) それでは、事務局の説明をお願いします。

- (事務局 湊田主任) 議第7号、非農地判断の取り消しについてご報告いたします。議案書9ページをご覧ください。農地の所在、地目は記載のとおりで面積は97㎡です。こちらの農地は平成28年3月3日に非農地通知書が発出されております。しかし、議第3号、6番の農地法第5条の許可申請に対する許可に伴って非農地判断は取り消しとなります。以上、ご報告をいたします。

- (議長) ありがとうございます。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。  
原案説明のとおりご異議のない方は挙手をお願いします。

( 挙手の状況をみて )

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。  
これで本日の議事は全部終了いたしました。  
これにて令和7年第1回人吉市農業委員会総会を閉会します。

( 10時40分 終了 )

人吉市農業委員会規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員

署名推進委員